

ふるさと納税に関する「ワンストップ特例控除」について

平成 27 年の税制改革により確定申告が不要な「ワンストップ特例」制度が導入されました。対象者等は下記のとおりです。

【ワンストップ特例】

1. 対象者

①もともと確定申告をする必要のない給与所得者等であること

※年収 2000 万円以上の所得者や、医療費控除のために確定申告が必要な場合は確定申告で寄附金控除を申請してください。

②2015 年 1 月 1 日～3 月 31 日の間に寄附をしていないこと

※2015 年 3 月 31 日以前に寄附をした場合は確定申告が必要になります。

③1 年間の寄附先が 5 自治体以下であること

※1 つの自治体に複数寄附をしても 1 カウントとなります。

2. 控除される税金

控除される税金が、今までは【所得税からの還付、住民税からの控除】だったのが、すべて【住民税からの控除】となり、翌年度に住民税から控除されます。

3. 別途手続きが必要です！

確定申告不要といっても、何もしなくていいわけではありません。

寄附金税額控除に係る申告特例申請書を寄附した自治体へ提出する必要があります。

申請書が必要な方は、申出書の「寄附金税額控除に係る申告特例（納税ワンストップ特例）」の希望について」欄に必要事項を記入し、下記まで返信してください（郵送料はご負担ください）。

◆申請書の返信先 〒599-0392（住所不要） 岬町まちづくり戦略室 企画政策担当 宛

4. ワンストップ控除を受ける場合の手続の流れ（イメージ）

A 市に在住の B さんが岬町に寄附をする場合。

- ① B さん：寄附の申出書で「ワンストップ特例」を希望する。
- ② 岬 町：B さん宛に「申請書（第五十五号の五様式）」を郵送する。
- ③ B さん：「申請書」に必要事項を記入し、岬町に郵送する（郵送料はご負担ください）。
- ④ 岬 町：翌年の 1 月 10 日以降、B さんの年間の寄附額を記載し、A 市に必要書類を送付する。
- ⑤ A 市：B さんの寄附金額を他自治体から届いたものも合わせて計算し、住民税から控除する。

5. ご注意いただきたいこと

①ワンストップ特例の申請をされた方が、医療費控除等の追加や所得の申告などにより確定申告や住民税申告を行った場合や 5 団体を超える市町村に申請を行った場合は、ワンストップ特例を申請いただいても無効となります。確定申告の際に、ふるさと納税寄附金の申告もお忘れなきようご注意ください。

②申請書提出後、寄附された年の翌年 1 月 1 日までの間に提出した申請書の内容（電話番号の除く）に変更があった場合は、寄附された年の翌年 1 月 10 日までに「申告特例申請事項変更届出書」を提出してください。様式が必要な方は、お問い合わせください。